

最判昭和 33 年 3 月 20 日民集 12 卷 4 号 583 頁

約束手形金請求事件

昭和三二年（オ）第九二六号

同三三年三月二〇日最高裁第一小法廷判決

【上告人】 控訴人 被告 大谷信蔵

【被上告人】 被控訴人 原告 松下忠一

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

原審の認定した事実関係の下においては、上告人は本件手形の真正な裏書人であるというのであるから、被上告人が所論のように本件手形振出人の代表者名義が真実に反することを知っていたとしても、上告人の裏書人としての手形上の責任は何ら消長を来たさないものというべきである。それ故所論は採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 入江俊郎 裁判官 斎藤悠輔 裁判官 下飯坂潤夫）

上告人の上告理由

原判決は手形法第七十七条、第十七条の解釈を誤つた理由により控訴人の人的抗弁を排斥した違法がある。

蓋し所持人が其債務者を害することを知りて手形を取得したときは振出人に対する人的抗弁を以て所持人に対抗することが出来ることは手形法条の示す通りである。原審に於ける控訴人は本件手形の振出人である上ノ段建設株式会社の代表者は進藤照雄でなく上ノ段政雄であることを知り適法な代表者に非ざる者によつて振出された手形であることを知り乍ら本件手形を進藤照雄より交付を受けたものである旨を主張したるに対し被控訴人は進藤照雄が適法な代表取締役でないことを認めて居り原判決理由中被控訴人は進藤照雄より交付を受けたる事実を認定して居る。斯かる被控訴人の手形取得は振出が無効であり其の手

形を進藤照雄より交付を受けて居る事実より被控訴人が控訴人を害することを知りて手形を取得したと謂はねばならぬと思料する。裏書人の責任に消長なしと為したる原判決は前記法条但書の規定の解釈を誤りたる違法ありと信ずる。原判決は原判決理由中に於て被控訴人が本件手形取得に際し控訴人が白地裏書をなすに至つた事情を知つていたものとなす余地なく云々とある認定は誠に事実認定の原則に違背し条理に反する違法がある。蓋本件手形は上ノ段政雄、進藤照雄と被控訴人と協議の上交付を受けたものであり進藤照雄が適法な代表取締役でないことを知り乍ら敢て進藤照雄が代表取締役社長と表示した本件手形を、而かも控訴人より交付を受けたものでなく非社長進藤照雄より交付を受けて居りたる被控訴人が悪意に非ず本件手形振出に当り進藤照雄に代表権限があつたかどうかは控訴人の責任に消長を来たさず白地裏書の事情を知るとなす余地なしと謂ふが如き極めて其認定は不当と謂はざるを得ない。斯かる事實は等しく手形法第十七条但書所定の解釈を誤りたる違法ありと謂ふを得と思料する。